

2017年10月23日

JFS-A/B 規格及び JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム文書改定への対応に

ついて

一般財団法人食品安全マネジメント協会

2017年7月14日付にて JFS-A/B 規格(セクター:E/L)Ver. 1.1 及び JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 1.2 を公表いたしました。これに関連して本プログラムに参加する組織及び監査会社の対応について、以下の通り定めます。

記

1. 適合証明組織の対応は以下の通りとする；
 - (1) 2018年10月4日までは、JFS-E-A/B 規格 Ver. 1 または JFS-A/B 規格(セクター:E/L)Ver. 1.1 で監査を受けることができる。
 - (2) 2018年10月5日以降は、JFS-A/B 規格(セクター:E/L)Ver. 1.1 で監査を受けなければならない。
2. 監査会社の対応は以下の通りとする；
 - (1) JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 1.2 への対応
監査会社は、JFS-A/B 監査及び適合証明プログラム文書 Ver. 1.2 に従い、監査及び適合証明業務を行う。
 - (2) JFS-A/B 規格に対する監査
2018年10月4日までは、JFS-E-A/B 規格 Ver. 1 または JFS-A/B 規格(セクター:E/L)Ver. 1.1 に基づいて、監査を実施することができる。
 - (3) 2018年10月5日以降は、JFS-A/B 規格(セクター:E/L)Ver. 1.1 に基づいて監査を実施しなければならない。
3. 適合証明証発行への対応は以下の通りとする；

組織に発行する適合証明証には、監査に使用した JFS-A/B 規格の Ver. を、小数点以下まで含めて記載すること。

また、既に Ver. 1 の適合証明証を発行した組織に対して、Ver. 1.1 への移行監査を定期的なサーベイランスで実施した場合、Ver. 1.1 の適合証明証の再発行は、直近に到来する再適合証明監査にて行うことでも良い。但し、当該適合証明については、当協会ウェブサイトでは Ver. 1.1 での適合証明を明記する。

以上